

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業主体	社会福祉法人大津市社会福祉事業団
事業者	社会福祉法人大津市社会福祉事業団

2. 利用施設

施設の名 称	特別養護老人ホーム榛原の里	
施設の所在地	大津市真野普門三丁目1120番地	
大津市指定番号	2570100061	
入所定員	16名	
利用相談担当者（氏名・電話）	山本 邦裕	077-573-9901

3. 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	大津市長の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設	平成23年4月1日	2570100061	114名
通所介護	平成23年4月1日	2570100061	29名
第一号通所事業	平成29年4月1日	2570100061	

4. 施設の基本方針

老後は、健康で生き生きとした豊かな人生を送ることを誰もが願っています。しかしながら、疾病などの理由により常に介護を必要とし、かつ在宅において介護が困難な高齢者が安心して生活できるために、

- 一人ひとりの基本的人権を尊重し、心豊かな生活が送れる施設
- 家庭の延長として、生きがいのある楽しい毎日が送れる施設
- 寝たきりにならないよう、日常生活の中での生活リハビリに重点を置く施設
- 地域に開かれた在宅福祉の拠点としての施設を目指しています。

5. 施設の概要

(1) 居室

居室の種類	室数	面積(1室あたり)
1人部屋	14室	13.70～17.30㎡
2人部屋	6室	17.30㎡
4人部屋	26室	34.60㎡～47.12㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	設備の種類	数
食堂	4室	集会室	1室
機能訓練室	1室	会議室	1室
一般浴室	2室	ボランティア室	1室
機械浴室	特殊浴槽2台		
医務室	1室		
静養室	3室		
談話室	1室		

6—①. 職員体制

(令和5年4月1日予定)

職種	保有資格	員数	区分			
			常勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
施設長		1		1		
医師		1			1	
歯科医師		1			1	
生活相談員	社会福祉士、社会福祉主事	3	2	1		
介護支援専門員	介護支援専門員	2	1	1		
介護職員	総数	64	38	2	24	
	うち介護福祉士	33	31		2	
看護職員	看護師、准看護師	6	5	1		
栄養士	管理栄養士	1	1			
機能訓練指導員	作業療法士、看護師	2	1	1		

6-②. 職員の職務内容

職 種	職務内容
施 設 長	事業従事者の管理及び業務の一元的管理等
医 師	利用者の健康状態の把握及び健康保持のための適切な措置等
歯 科 医 師	利用者の口腔衛生等指導に関すること。
生 活 相 談 員	利用者の生活相談、家族相談に関すること等
看 護 職 員	(介護予防) 短期入所介護計画に基づいた利用者の健康管理等
栄 養 士	利用者の栄養指導等
機能訓練指導員	(介護予防) 短期入所介護計画に基づいた利用者の日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上のための訓練等

7. 職員の勤務体制

職 種	勤務体制 (標準時間の配置人員)
医 師	毎週火木金曜日 (10時～16時の内 2時間)
歯 科 医 師	毎週木曜日 (10時～16時の内 2時間)
介 護 職 員	早出 5時00分～16時00分 3～4名 日勤 7時30分～18時30分 5～8名 遅出 10時45分～22時00分 3～4名 夜勤 17時00分～10時00分 6～7名 (上記の内 8時間45分)
看 護 職 員	早出 7時15分～16時00分 1～2名 遅出 9時30分～18時15分 1～2名
機能訓練指導員	毎週月～金曜日 8時30分～17時15分

8. 施設サービスの概要と利用料

サービス利用料の利用者負担額は、介護報酬告知上の額の1割、2割または3割（介護保険負担割合証に記載された割合）となります（法定代理受領サービス）。具体的な料金は、別紙料金表のとおりとなります。なお、別表に定めるもののほか、短期入所生活介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用についてもご負担願います。ただし、保険料滞納

等により法定代理受領とならない場合には、いったん全額をご負担いただきます。その場合はサービス提供証明書を交付しますので、領収証を添えて申請いただくことで9割、8割または7割の給付を受けられます。

介護保険給付サービス

サービスの種別	内 容
食 事	食事時間 朝食 7時45分～ 昼食 12時00分～ 間食 15時00分～ 夕食 18時00分～ 食事場所 できるだけ離床して食堂でおとりいただきます。 献立表は毎日掲示板でお知らせします。 食べられないものやアレルギーのある方は事前にご相談させていただきます。
排 泄	利用者の状態にあわせて行います。詳しいケアについては、個別に介護計画により説明させていただきます。
入 浴	入浴日は月～土曜日のうち週2回程度です。 ※ 状態や状況に合わせて入浴日を分けて行います。 ※ 午前の部 9時15分～11時45分 ※ 午後の部 14時00分～16時00分
機 能 訓 練	利用者の状態に合わせた機能訓練を行います。
健 康 管 理	当施設の医師により、健康管理に努めます。
生 活 相 談	利用者とその家族からのご相談に応じます。
洗 濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。

その他の費用

日常生活において必要となる費用

- ◆理美容代に要する費用 実費負担
- ◆各クラブ活動に関わる材料費 実費負担
- ◆施設で開催される喫茶代 実費負担
- ◆謄写費 10円（一枚につき。作成したサービス実施記録等の複写物の交付を受けた場合）

喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りしています。 飲酒についてはご相談ください。
迷惑行為等	騒音等により他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動等	施設内において他の利用者に対する宗教活動等をご遠慮ください。
動物飼育等	施設内へのペットの持込み及び飼育はお断りします。

12. ボランティア・実習生の受け入れについて

榛原の里では地域福祉の拠点として、また介護技術や知識の習得などを目的として、各種実習生や研修生、ボランティア、介護体験者の受け入れを幅広く実施していますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

13. 非常災害対策について

- ・施設は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定めます。
- ・施設は年2回以上、消防訓練、定期的避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ・施設は非常災害の発生の際にその事業が継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

14. 人権擁護について

- ・施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の機会を確保するものとします。

15. 暴力団員の排除について

- ・施設を運営する法人の役員及び施設長その他の職員は、暴力団員ではありません。また、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

16. 事故発生時の対応

- ・施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・施設は入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

17. 個人情報保護の対応

- ・施設は、事業団個人情報保護規定に基づき、保有する利用者又はその家族に関する個人情報を適正に取扱います。

令和 年 月 日

以上のとおり本人（代理人）に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

名 称 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
理事長 西村 和利

説明者

氏 名..... 印

私は本書面に基づいて、上記重要事項の説明を受けました。

本人

住 所.....

氏 名..... 印

代理人

住 所.....

氏 名..... 印

特別養護老人ホーム榛原の里 ショートステイ利用料金表

※第4段階の食費内訳 朝食306円・昼食550円・おやつ61円・夕食489円

R5. 8月～(改正)

1.介護保険適用(要介護)

(1割負担) 単位:円

2.介護保険適用(要支援)

(1割負担) 単位:円

区分	要介護度	部屋割	一日当りの食費	一日当りの居住費	一日当りの利用料(利用者負担金)	一日当りの合計費用額
第一段階 ○生活保護受給者 ○本人及び世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金受給者	1	従来型個室	300	320	629	1,249
		多床部屋	300	0	629	929
	2	従来型個室	300	320	702	1,322
		多床部屋	300	0	702	1,002
	3	従来型個室	300	320	778	1,398
		多床部屋	300	0	778	1,078
	4	従来型個室	300	320	851	1,471
		多床部屋	300	0	851	1,151
	5	従来型個室	300	320	922	1,542
		多床部屋	300	0	922	1,222
第二段階 ○本人及び世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	1	従来型個室	600	420	629	1,649
		多床部屋	600	370	629	1,599
	2	従来型個室	600	420	702	1,722
		多床部屋	600	370	702	1,672
	1	従来型個室	600	420	778	1,798
		多床部屋	600	370	778	1,748
	4	従来型個室	600	420	851	1,871
		多床部屋	600	370	851	1,821
	5	従来型個室	600	420	922	1,942
		多床部屋	600	370	922	1,892
第三段階① ○本人及び世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万超120万以下	1	従来型個室	1,000	820	629	2,449
		多床部屋	1,000	370	629	1,999
	2	従来型個室	1,000	820	702	2,522
		多床部屋	1,000	370	702	2,072
	3	従来型個室	1,000	820	778	2,598
		多床部屋	1,000	370	778	2,148
	4	従来型個室	1,000	820	851	2,671
		多床部屋	1,000	370	851	2,221
	5	従来型個室	1,000	820	922	2,742
		多床部屋	1,000	370	922	2,292
第三段階② ○本人及び世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万超	1	従来型個室	1,300	820	629	2,749
		多床部屋	1,300	370	629	2,299
	2	従来型個室	1,300	820	702	2,822
		多床部屋	1,300	370	702	2,372
	3	従来型個室	1,300	820	778	2,898
		多床部屋	1,300	370	778	2,448
	4	従来型個室	1,300	820	851	2,971
		多床部屋	1,300	370	851	2,521
	5	従来型個室	1,300	820	922	3,042
		多床部屋	1,300	370	922	2,592
第四段階 ○上記以外の方	1	従来型個室	1,445	1,171	629	3,245
		多床部屋	1,445	855	629	2,929
	2	従来型個室	1,445	1,171	702	3,318
		多床部屋	1,445	855	702	3,002
	3	従来型個室	1,445	1,171	778	3,394
		多床部屋	1,445	855	778	3,078
	4	従来型個室	1,445	1,171	851	3,467
		多床部屋	1,445	855	851	3,151
	5	従来型個室	1,445	1,171	922	3,538
		多床部屋	1,445	855	922	3,222

区分	要支援	部屋割	一日当りの食費	一日当りの居住費	一日当りの利用料(利用者負担金)	一日当りの合計費用額
第一段階	1	従来型個室	300	320	471	1,091
		多床部屋	300	0	471	771
	2	従来型個室	300	320	586	1,206
		多床部屋	300	0	586	886
第二段階	1	従来型個室	600	420	471	1,491
		多床部屋	600	370	471	1,441
	2	従来型個室	600	420	586	1,606
		多床部屋	600	370	586	1,556
第三段階①	1	従来型個室	1,000	820	471	2,291
		多床部屋	1,000	370	471	1,841
	2	従来型個室	1,000	820	586	2,406
		多床部屋	1,000	370	586	1,956
第三段階②	1	従来型個室	1,300	820	471	2,591
		多床部屋	1,300	370	471	2,141
	2	従来型個室	1,300	820	586	2,706
		多床部屋	1,300	370	586	2,256
第四段階	1	従来型個室	1,445	1,171	471	3,087
		多床部屋	1,445	855	471	2,771
	2	従来型個室	1,445	1,171	586	3,202
		多床部屋	1,445	855	586	2,886

3.加算料金 【介護予防(要支援)に加算されるのは、(※)印の項目のみ】 単位:円

加算サービス ●加算説明		1日当りの利用料(利用者負担金)
1	看護体制加算(Ⅰ) ●常勤看護師が1名以上	5
2	送迎加算(※) ●事業所車輻による送迎、通常の事業実施地域外は別途加算有	195
3	機能訓練体制加算(※) ●常勤の理学療法士等1名以上配置	13
4	夜勤職員配置加算(Ⅰ) ●人員基準+1名以上の介護・看護職員を夜間に配置	14
5	療養食加算(※) ●栄養士又は管理栄養士による年齢、身体状況等勘案した適切な栄養量及び内容の食事の提供。食事箋による療養食。	9円/回
6	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ●介護職員内介護福祉士80%以上 または勤続10年以上介護福祉士35%以上	24
7	若年性認知症利用者受入加算(※) ●65歳未満で認知症の行動・心理症状(BPSD)があり認知症と診断され受け入れた場合	127
8	認知症行動・心理症状緊急対応加算(※) ●認知症の行動・心理症状(BPSD)が認められ在宅生活困難と医師が判断し、緊急入所の場合	211
9	短期生活長期利用者提供減算 ●連続して30日を超えて榛原の里に入所した場合(以降分)	△32 利用料金減
10	在宅中重度者受入加算(イ) ●当該利用者が利用していた訪問看護事業所に健康上の管理を行わせなかった場合	445
11	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(※) ●介護職員選元	利用者負担金計×8.3%
12	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(※)	利用者負担金計×2.7%
13	介護職員等ベースアップ等支援加算	利用者負担金計×1.6%

特別養護老人ホーム 榛原の里

ショートステイ利用料金表

※第4段階の食費内訳 朝食306円・昼食550円・おやつ61円・夕食489円

R5. 8月～(改正)

1.介護保険適用 (要介護)

(2割負担) 単位:円

区分	要介護度	部屋割	一日当りの食費	一日当りの居住費	一日当りの利用料(利用者負担金)	一日当りの合計費用額
第一段階	○生活保護受給者	従来型個室	300	320	1,258	1,878
		多床部屋	300	0	1,258	1,558
	○本人及び世帯全員が市民税非課税であって、高齢福祉年金受給者	従来型個室	300	320	1,403	2,023
		多床部屋	300	0	1,403	1,703
	3	従来型個室	300	320	1,555	2,175
		多床部屋	300	0	1,555	1,855
	4	従来型個室	300	320	1,701	2,321
		多床部屋	300	0	1,701	2,001
	5	従来型個室	300	320	1,844	2,464
		多床部屋	300	0	1,844	2,144
第二段階	○本人及び世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	従来型個室	600	420	1,258	2,278
		多床部屋	600	370	1,258	2,228
	2	従来型個室	600	420	1,403	2,423
		多床部屋	600	370	1,403	2,373
	3	従来型個室	600	420	1,555	2,575
		多床部屋	600	370	1,555	2,525
	4	従来型個室	600	420	1,701	2,721
		多床部屋	600	370	1,701	2,671
	5	従来型個室	600	420	1,844	2,864
		多床部屋	600	370	1,844	2,814
第三段階①	○本人及び世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万超120万以下	従来型個室	1,000	820	1,258	3,078
		多床部屋	1,000	370	1,258	2,628
	2	従来型個室	1,000	820	1,403	3,223
		多床部屋	1,000	370	1,403	2,773
	3	従来型個室	1,000	820	1,555	3,375
		多床部屋	1,000	370	1,555	2,925
	4	従来型個室	1,000	820	1,701	3,521
		多床部屋	1,000	370	1,701	3,071
	5	従来型個室	1,000	820	1,844	3,664
		多床部屋	1,000	370	1,844	3,214
第三段階②	○本人及び世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万超	従来型個室	1,300	820	1,258	3,378
		多床部屋	1,300	370	1,258	2,928
	2	従来型個室	1,300	820	1,403	3,523
		多床部屋	1,300	370	1,403	3,073
	3	従来型個室	1,300	820	1,555	3,675
		多床部屋	1,300	370	1,555	3,225
	4	従来型個室	1,300	820	1,701	3,821
		多床部屋	1,300	370	1,701	3,371
	5	従来型個室	1,300	820	1,844	3,964
		多床部屋	1,300	370	1,844	3,514
第四段階	○上記以外の方	従来型個室	1,445	1,171	1,258	3,874
		多床部屋	1,445	855	1,258	3,558
	2	従来型個室	1,445	1,171	1,403	4,019
		多床部屋	1,445	855	1,403	3,703
	3	従来型個室	1,445	1,171	1,555	4,171
		多床部屋	1,445	855	1,555	3,855
	4	従来型個室	1,445	1,171	1,701	4,317
		多床部屋	1,445	855	1,701	4,001
	5	従来型個室	1,445	1,171	1,844	4,460
		多床部屋	1,445	855	1,844	4,144

2.介護保険適用 (要支援)

(2割負担) 単位:円

区分	要支援	部屋割	一日当りの食費	一日当りの居住費	一日当りの利用料(利用者負担金)	一日当りの合計費用額
第一段階	1	従来型個室	300	320	941	1,561
		多床部屋	300	0	941	1,241
	2	従来型個室	300	320	1,171	1,791
		多床部屋	300	0	1,171	1,471
第二段階	1	従来型個室	600	420	941	1,961
		多床部屋	600	370	941	1,911
	2	従来型個室	600	420	1,171	2,191
		多床部屋	600	370	1,171	2,141
第三段階①	1	従来型個室	1,000	820	941	2,761
		多床部屋	1,000	370	941	2,311
	2	従来型個室	1,000	820	1,171	2,991
		多床部屋	1,000	370	1,171	2,541
第三段階②	1	従来型個室	1,300	820	941	3,061
		多床部屋	1,300	370	941	2,611
	2	従来型個室	1,300	820	1,171	3,291
		多床部屋	1,300	370	1,171	2,841
第四段階	1	従来型個室	1,445	1,171	941	3,557
		多床部屋	1,445	855	941	3,241
	2	従来型個室	1,445	1,171	1,171	3,787
		多床部屋	1,445	855	1,171	3,471

3.加算料金 【介護予防(要支援)に加算されるのは、(※)印の項目のみ】 単位:円

加算サービス	加算説明	1日当りの利用料(利用者負担金)
1	看護体制加算(Ⅰ) ●常勤看護師が1名以上	5
2	送迎加算(※) ●事業所車輛による送迎、通常の事業実施地域外は別途加算有	195
3	機能訓練体制加算(※) ●常勤の理学療法士等1名以上配置	13
4	夜勤職員配置加算(Ⅰ) ●人員基準+1名以上の介護・看護職員を夜間に配置	14
5	療養食加算(※) ●栄養士又は管理栄養士による年齢、身体状況等勘案した適切な栄養量及び内容の食事の提供。食事箋による療養食。	9円/回
6	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ●介護職員内介護福祉士80%以上 または勤続10年以上介護福祉士35%以上	24
7	若年性認知症利用者受入加算(※) ●65歳未満で認知症の行動・心理症状(BPSD)があり認知症と診断され受け入れた場合	127
8	認知症行動・心理症状緊急対応加算(※) ●認知症の行動・心理症状(BPSD)が認められ在宅生活困難と医師が判断し、緊急入所の場合	211
9	短期生活長期利用者提供減算 ●連続して30日を超えて榛原の里に入所した場合(以降分)	△32 利用料金減
10	在宅中重度者受入加算(イ) ●当該利用者が利用していた訪問看護事業所に健康上の管理を行わせた場合	445
11	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(※) ●介護職員還元	利用者負担金計×8.3%
12	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(※)	利用者負担金計×2.7%
13	介護職員等ベースアップ等支援加算	利用者負担金計×1.6%

特別養護老人ホーム榛原の里 ショートステイ利用料金表

※第4段階の食費内訳 朝食306円・昼食550円・おやつ61円・夕食489円

R5. 8月～(改正)

1.介護保険適用(要介護)

(3割負担) 単位:円

区分	要介護度	部屋割	一日当りの食費	一日当りの居住費	一日当りの利用料(利用者負担金)	一日当りの合計費用額
第一段階	1	従来型個室	300	320	1,887	2,507
		多床部屋	300	0	1,887	2,187
	2	従来型個室	300	320	2,105	2,725
		多床部屋	300	0	2,105	2,405
	3	従来型個室	300	320	2,333	2,953
		多床部屋	300	0	2,333	2,633
	4	従来型個室	300	320	2,551	3,171
		多床部屋	300	0	2,551	2,851
	5	従来型個室	300	320	2,766	3,386
		多床部屋	300	0	2,766	3,066
第二段階	1	従来型個室	600	420	1,887	2,907
		多床部屋	600	370	1,887	2,857
	2	従来型個室	600	420	2,105	3,125
		多床部屋	600	370	2,105	3,075
	3	従来型個室	600	420	2,333	3,353
		多床部屋	600	370	2,333	3,303
	4	従来型個室	600	420	2,551	3,571
		多床部屋	600	370	2,551	3,521
	5	従来型個室	600	420	2,766	3,786
		多床部屋	600	370	2,766	3,736
第三段階①	1	従来型個室	1,000	820	1,887	3,707
		多床部屋	1,000	370	1,887	3,257
	2	従来型個室	1,000	820	2,105	3,925
		多床部屋	1,000	370	2,105	3,475
	3	従来型個室	1,000	820	2,333	4,153
		多床部屋	1,000	370	2,333	3,703
	4	従来型個室	1,000	820	2,551	4,371
		多床部屋	1,000	370	2,551	3,921
	5	従来型個室	1,000	820	2,766	4,586
		多床部屋	1,000	370	2,766	4,136
第三段階②	1	従来型個室	1,300	820	1,887	4,007
		多床部屋	1,300	370	1,887	3,557
	2	従来型個室	1,300	820	2,105	4,225
		多床部屋	1,300	370	2,105	3,775
	3	従来型個室	1,300	820	2,333	4,453
		多床部屋	1,300	370	2,333	4,003
	4	従来型個室	1,300	820	2,551	4,671
		多床部屋	1,300	370	2,551	4,221
	5	従来型個室	1,300	820	2,766	4,886
		多床部屋	1,300	370	2,766	4,436
第四段階	1	従来型個室	1,445	1,171	1,887	4,503
		多床部屋	1,445	855	1,887	4,187
	2	従来型個室	1,445	1,171	2,105	4,721
		多床部屋	1,445	855	2,105	4,405
	3	従来型個室	1,445	1,171	2,333	4,949
		多床部屋	1,445	855	2,333	4,633
	4	従来型個室	1,445	1,171	2,551	5,167
		多床部屋	1,445	855	2,551	4,851
	5	従来型個室	1,445	1,171	2,766	5,382
		多床部屋	1,445	855	2,766	5,066

2.介護保険適用(要支援)

(3割負担) 単位:円

区分	要支援	部屋割	一日当りの食費	一日当りの居住費	一日当りの利用料(利用者負担金)	一日当りの合計費用額
第一段階	1	従来型個室	300	320	1,412	2,032
		多床部屋	300	0	1,412	1,712
	2	従来型個室	300	320	1,757	2,377
		多床部屋	300	0	1,757	2,057
第二段階	1	従来型個室	600	420	1,412	2,432
		多床部屋	600	370	1,412	2,382
	2	従来型個室	600	420	1,757	2,777
		多床部屋	600	370	1,757	2,727
第三段階①	1	従来型個室	1,000	820	1,412	3,232
		多床部屋	1,000	370	1,412	2,782
	2	従来型個室	1,000	820	1,757	3,577
		多床部屋	1,000	370	1,757	3,127
第三段階②	1	従来型個室	1,300	820	1,412	3,532
		多床部屋	1,300	370	1,412	3,082
	2	従来型個室	1,300	820	1,757	3,877
		多床部屋	1,300	370	1,757	3,427
第四段階	1	従来型個室	1,445	1,171	1,412	4,028
		多床部屋	1,445	855	1,412	3,712
	2	従来型個室	1,445	1,171	1,757	4,373
		多床部屋	1,445	855	1,757	4,057

3.加算料金 【介護予防(要支援)に加算されるのは、(※)印の項目のみ】 単位:円

加算サービス	加算説明	1日当りの利用料(利用者負担金)
1	看護体制加算(Ⅰ) ●常勤看護師が1名以上	5
2	送迎加算(※) ●事業所車輛による送迎、通常の事業実施地域外は別途加算有	195
3	機能訓練体制加算(※) ●常勤の理学療法士等1名以上配置	13
4	夜勤職員配置加算(Ⅰ) ●人員基準+1名以上の介護・看護職員を夜間に配置	14
5	療養食加算(※) ●栄養士又は管理栄養士による年齢、身体状況等勘案した適切な栄養量及び内容の食事の提供。食事箋による療養食。	9円/回
6	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ●介護職員内介護福祉士80%以上 または勤続10年以上介護福祉士35%以上	24
7	若年性認知症利用者受入加算(※) ●65歳未満で認知症の行動・心理症状(BPSD)があり認知症と診断され受け入れた場合	127
8	認知症行動・心理症状緊急対応加算(※) ●認知症の行動・心理症状(BPSD)が認められ在宅生活困難と医師が判断し、緊急入所の場合	211
9	短期生活長期利用者提供減算 ●連続して30日を超えて榛原の里に入所した場合(以降分)	△32 利用料金減
10	在宅中重度者受入加算(Ⅰ) ●当該利用者が利用していた訪問看護事業所に健康上の管理を行わせた場合	445
11	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(※) ●介護職員還元	利用者負担金計×8.3%
12	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(※)	利用者負担金計×2.7%
13	介護職員等ベースアップ等支援加算	利用者負担金計×1.6%

特別養護老人ホーム榛原の里 ショートステイ利用料金表

【その他の費用】

理美容に要する費用	実費負担
各クラブ活動に関わる材料費	実費負担
施設で開催される喫茶代	実費負担
謄写費 作成したサービス実施記録等の複写物の 交付を受けた場合	¥10/1枚
通常を送迎地域以外の交通費	
<ul style="list-style-type: none"> ・大津市を越えた地点から片道 10KM未満 	¥500
<ul style="list-style-type: none"> ・大津市を越えた地点から片道 10KM～15KM未満 	¥1,000
<ul style="list-style-type: none"> ・以降、5KMを増すごとに 	¥500加算
<ul style="list-style-type: none"> ・送迎に要する有料道路の通行費用 	実費負担